## 三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針(平成30年度から)

ſ		国の基本的な考え方	設定	三重県の対象者	三重県の考え方	三重県での	三重県介護支援専門員研修実施における特記事項
		国の基本的な考え方	時間数	二里宗の対象有	二里宗の考えカ	時間数	三重県独自の対応
	法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。 事務研修	予護支援等のでは、 (下)ののビ型ー者地調生術専のといい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののビ型ー者地調生術専でいい、 (下)ののにのが表別にない、 (下)ののでは、 (下)のでいるのでは、 (下)のでいるのでいるでは、 (下)のいるのでは、 (下)のい	87時間以上	員実務研修受講試験に合格した者とする。	介護支援の (下変) にいり (下変) にいり (下でいり) にが (下でいり) にが (下でいり) にが (下でいり) にが (下でいり) にが (下ででが) にが (下でで) にが (下でで) にが (下でで) にが (下でで) にが (下で) にが (で) にが	87時間以上	第7章「ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術」と第16章「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」において、この研修の要な部分であるが、示されたタイムスケジュールでは理解してもらえるだけの演習を実施できないとの判断した。そこで、時間を確保するために事前課題を課して受講してもらうようにしたり、1演習の所要時間を調整したりと限られた時間の中で最大限理解してもらえるように工夫して実施する。  利用者をはじめ家族や関係者等の人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。
	であって、就業後6か月以上の者とする。 なお、介護支援専門員として、効果的にその専 門性を高めるためには早期に受講することが通	者 支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程 I 及び 専門研修課程 II に区分し、それぞれ介護支援専門員の	5 6 時間以上	あって、就業後6ヶ月以上の者。	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程I及び専門研修課程Iに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が、それぞれ対象となる現任の介護支援専門研修課程Iは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	56時間以上	事例検討を実施するために1日増やしているが、総時間数は変わらないように各科目の時間数(個人ワークの時間)を減らすことで調整している。各科目で減らした分は事前課題として課すことで補っている。  利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に
	介護支援専門員としての実務に従事している者	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程I及び専門研修課程IIに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受活することが望ましい。また、専門研修課程IIは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	3 2 時間以上	あって、専門研修課程 I 修了者かつ就業後 3 年以上の者。加えて、専門研修課程 II は、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のため繰り返し受講することが望ましいため、更新後 3 年以上の者も対象とする。	個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程I及び専門研修課程Iに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程IIは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。	3 2 時間以上	盛り込む。 専門研修課程Ⅱの事例検討には、受講者の持ち寄り事例とし、各受講者1事例を提出すること。提出事例は、演習事例種別7項目のうちの1以上に該当するものであること。 事例検討を集中的に研究するために、各科目の事例検討を1日にまとめて行う。 事例検討を実施するために1日増やしているが、総時間数は変わらないように各科目の時間数(個人ワークの時間)を減らすことで調整している。各科目で減らした分は事前課題として課すことで補っている。 利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。

## 三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針(平成30年度から)

Γ			設定			三重県での	三重県介護支援専門員研修実施における特記事項
	厚生労働省通知による対象者	国の基本的な考え方	時間数	三重県の対象者	三重県の考え方	時間数	三重県独自の対応
1	を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事 したことがない者又は実務経験はあるがその後 5年以上実務に従事していない者で、今後、新		5 4 時間以上	新たに「介護支援専門員証」の交付を受けよう とする者。 ついては、実 ことから、直 に、地域包括 めとする多職	下護支援専門員の実務に就いていない者に 経務から離れて相当の時間が経過している 延近の介護保険制度等を理解するととも 低ケアシステムの中で医療との連携をはじ 残種協働を図りながら行うケアマネジメン 再度必要な視点や手法を修得する。	5 4 時間以 上	第16章「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」において、示されたタイムスケジュールでは理解してもらえるだけの演習を実施できないとの判断から、時間を確保するために事前課題を課して受講してもらうようにしている。  利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。
51 07 11 <del>11</del> Hz 11 11 11 11 77 47 4	おおむね1年以内に満了する者で、 介護支援 専門員証の交付を受けてから、その有効期間が 満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者	介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、介護支援専門員更新研修(以下「更新研修」という。)の研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施すること。	5 4 時間 以上	する者で、介護支援専門員として実務に従事し ている者又は実務に従事した経験を有する者。 経験・知識等 修(以下「更	,	5 4 時間以	第16章「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」において、示されたタイムスケジュールでは理解してもらえるだけの演習を実施できないとの判断から、時間を確保するために事前課題を課して受講してもらうようにしている。 利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込む。
11 4 X IIII 11 3 4 1	を有する介護支援専門員とする。具体的には、 主任介護支援専門員とする。具体的には、 主任介護支援専門員としての役割を果た・できる者を養成する観点から、居宅サール機 計画等を提出させることとのの自立支援において内容を確認し、利用者の自立支援認いてするかでです。 でするケアマネジメントが実践できのいずれらいでするかでです。 いまがででは、以下の①から④のいずれらいでするがある。 の別添2)「介護支援専門員及専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程II又は(別添4)「介護支援専門員をできる経験者に対する介護支援専門員として従事した期間を指した者とする。 の事任の介護支援専門員として従事した期間にある者(ものから、 が通算して5年(60ヶ月)以上である者(たてのからでする)		7 0 時間以上	以下の(1)~(4)のいずれかに該当し、かつ「専門研修課程 $I$ 」及び「専門研修課程 $I$ 」を修了した者とする。 (1) 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して $5$ 年( $6$ 0 $\phi$ 月)以上である者。(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)	方言、さらに事業所における人材育成及びステうことができ、また、地域包括ケア発信でき、また、地域包括ケア発信でいくために必要な情報の収集課題を担めていることによりが関係であることを関係であることを明めたがあることを問題を表しているできでは、アムを実際に直面している課題を提専のよう、対したとのできるよう、効果的な研究を果たすことができるよう、効果的な研究を果たすことができるよう、効果的な研究を表し、など、	7 0 時間以上	独自に変更した部分はない。

## 三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針(平成30年度から)

	原开兴康少泽和I	団の甘土めた老さ士	設定	一手用の社会者	ニまほのギュナ	三重県での	三重県介護支援専門員研修実施における特記事項
	厚生労働省通知による対象者	国の基本的な考え方	時間数	三重県の対象者   	三重県の考え方	時間数	三重県独自の対応
主任介護支援専門員更新研修	該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者②地域包括支援センターや職能	主任介護支援専門員としての役割を果たすには、多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要な知識・技術等を高めていくことが必要不行であり、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることが見込まれることを踏まえると、実践を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とする。	46時間以上	あって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。 ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者4 日本ケアマネジメント学会が認定する認定		46時間以上	主任更新研修の事例検討には、受講者の持ち寄り事例とし、各受講者1事例を提出すること。提出事例は、演習事例種別7項目のうちの3以上に該当するものであること。  利用者をはじめ家族や関係者等人と接する介護支援専門員として必要な人権課題及び人権擁護等に関する内容について研修課目に盛り込むこととする。